

船舶所有者、造船所、エンジンメーカーの皆様へ

# 船舶の大気汚染防止規制が 平成17年5月19日から始 まります！



国土交通省 海事局

海洋汚染及び海上災害の防止に関する改正法が  
平成17年5月19日から施行されます。

## 【背景】

船舶のディーゼルエンジンから排出される窒素酸化物など、船舶からの大気汚染を防止するため、MARPOL73/78条約の1997年議定書が平成17年5月19日から発効することに伴い、我が国においても、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を改正して、船舶の大気汚染防止規制が始まります。

具体的規制  
は、次のペー  
ジへ

# 船舶からの大気汚染防止規制

## ①原動機(130kWを超えるディーゼルエンジン):窒素酸化物(NOx)

### I. 国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP 証書)の交付を受けた原動機の搭載

130kW を超えるディーゼルエンジンを設置する次の船舶は、国際大気汚染防止原動機証書の交付を受けたディーゼルエンジンを設置しなければなりません。

#### ○次のいずれかに該当する国際航海に従事する船舶

- ・平成 12 年 1 月 1 日以降に建造に着手
- ・平成 12 年 1 月 1 日以降に原動機を改造

#### ○次のいずれかに該当する国際航海に従事しない船舶

- ・平成 17 年 5 月 19 日以降に建造に着手
- ・平成 17 年 5 月 19 日以降に原動機を改造

### II. EIAPP 証書及び承認された原動機取扱手引書の備え置き

規制の適用を受ける原動機を搭載する船舶は、その原動機の EIAPP 証書と原動機取扱手引書を船内に備え置かなければなりません。

### III. 原動機取扱手引書に従った原動機の設置及び運転

規制の適用を受ける原動機を搭載する船舶は、その原動機の原動機取扱手引書に従って、原動機を設置し、運転しなければなりません。

## ②燃料油の使用:硫黄酸化物(SOx)

### I. 燃料油の使用規制

海域ごとに使用することができる燃料油に含まれる硫黄分濃度は次のとおりです。

- ・バルティック海域 : 1.5% 以下
- ・上記以外の海域 : 4.5% 以下

### II. 燃料油供給証明書及び試料の船内備え置き義務

国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶は、燃料油供給証明書及び試料を各々以下の期間、船内に備え置くことが義務付けられます。

- ・燃料油供給証明書 : 3 年間
- ・試料 : 燃料が消費されるまでの間又は 1 年間のいずれか長い期間

## ③油タンカー、ケミカルタンカー、液化ガスばら積船からの揮発性有機化合物の放出禁止

揮発性物質規制港湾を指定し、その港湾において貨物を積み込む一定以上のタンカー、LNG 船は、揮発性物質放出防止設備を備え、使用が義務付けられます。

平成 17 年 3 月末現在、港湾は未指定により対象船舶は未定です。

## ④オゾン層破壊物質を含む材料と設備の新たな搭載を禁止

### I. 新規搭載禁止

いかなる船舶にあっても、オゾン層破壊物質を含む材料と設備を平成 17 年 5 月 19 日以降、新たに船舶に搭載して航行することが禁止されます。

### II. 既存のものに対する取扱い

平成 17 年 5 月 18 日以前に搭載されたものについては、平成 17 年 5 月 19 日以降も引き続き搭載することができます。ただし、みだりにオゾン層破壊物質を放出することが禁止されます。

## ⑤船舶での焼却規制:ダイオキシン等

### I. 焼却禁止物質

以下の物質の焼却が全船禁止されます。

- ・油、有害液体物質等の貨物の残留物
- ・ハロゲン化合物を含む精製油
- ・鉛やカドミウムとその化合物
- ・ポリ塩化ビフェニル
- ・ポリ塩化ビニル(技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備で焼却する場合を除く。)

### II. 船舶発生油等焼却設備の使用

次の焼却設備は、技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備の使用が義務付けられます。

- ・我が国の排他的経済水域を越えて航行する船舶に 2000 年 1 月 1 日以降設置された焼却設備
- ・我が国の排他的経済水域内を航行する船舶に 2005 年 5 月 19 日以降設置された焼却設備

## ☆船舶検査

### I. 検査対象船舶

総トン数 400 トン以上の船舶が船舶検査の対象とする。ただし、平成 17 年 5 月 19 日前に建造され又は建造に着手された船舶は、平成 17 年 5 月 19 日以後、最初の上架又は入渠の検査の日若しくは3年を超える日までのいずれか早い日まで船舶検査を受ける必要はありません。

### II. 海洋汚染等防止証書

定期検査に合格すると海洋汚染等防止証書が交付されます。

### III. 国際大気汚染防止証書

国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶は、国際大気汚染防止証書が必要です。

注意)本パンフレットは概要を示すものですので、詳細及び個々の船舶については、裏面に示す最寄りの地方運輸局、運輸支局、海事事務所までお問い合わせください。

○ お問い合わせ先一覧



国土交通省 海事局

安全基準課 (Tel. 03-5253-8111 内線 43-926)

北海道運輸局

船舶安全環境課 (Tel. 0134-27-7182)

東北運輸局

船舶安全環境課 (Tel. 022-791-7516)

関東運輸局

船舶安全環境課 (Tel. 045-211-7225)

北陸信越運輸局

船舶安全環境課 (Tel. 025-244-6113)

中部運輸局

船舶安全環境課 (Tel. 052-952-8021)

近畿運輸局

船舶安全環境課 (Tel. 06-6949-6426)

神戸運輸監理部

船舶安全環境課 (Tel. 078-321-7052)

中国運輸局

船舶安全環境課 (Tel. 082-228-8794)

四国運輸局

船舶安全環境課 (Tel. 087-825-1189)

九州運輸局

船舶安全環境課 (Tel. 093-332-8092)

沖縄総合事務局

船舶船員課 (Tel. 098-862-1454)